

## ユアサイドニュース 1月号

今回は、2026年4月より導入される、「子ども・子育て支援金」制度についてご案内いたします。

### 制度導入の目的

少子化に起因する人口減少が加速していると言われ久しいですが、2030年には我が国若年人口は現在の倍速で急減することが見込まれています。そのため子育て世代への支援を拡充し、若い世代の方々が支援の存在により将来の見通しが持てるようになることで、人口減少に歯止めを掛けることが目的です。安定財源の確保する必要があるため、全世代から医療保険と併せて拠出する仕組みとなっております。支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、事業主にとっても、少子化対策へ取り組むことは将来の労働力の確保、生活インフラの維持に繋がる投資、リスクヘッジとも言えます。

### 「子ども・子育て拠出金」との違い

どちらも子ども家庭庁の管轄制度ではありますが、子ども子育て支援金と、既存の「子ども子育て拠出金」とは別の制度です。

#### 子ども子育て支援金

徴収方法等：健康保険料と併せて徴収し、労使折半で拠出

※現行の法律では、介護保険料のように明細項目を設ける義務はありません。

充当事業：児童手当/妊婦のための支援給付/こども誰でも通園制度/出生後休業支援給付/育児時短就業給付/国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置/子ども・子育て支援特例公債（支援金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、充当事業の費用の財源として発行）の償還金

#### 子ども子育て拠出金

徴収方法等：厚生年金保険料と併せて徴収し、事業主のみが拠出

充当事業：児童手当/放課後児童健全育成事業/延長保育事業/病児保育事業 /

企業主導型保育事業/ベビーシッター利用者支援事業/

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業/子育て支援環境整備事業/

子どものための教育・保育給付

### 徴収額

支援金にかかる個々人の具体的な拠出額については、加入する医療保険制度、所得や世帯の状況等によって異なります。

また、令和8年度から令和10年度にかけて段階的な引き上げが行われます。

令和8年度の全ての医療保険制度加入者一人当たり（被保険者負担額）平均で月額250円程度、令和9年度には月額350円程度、令和10年度には月額450円程度が見込まれております。

制度実施の際は、事業主が全額負担の子ども・子育て拠出金とは異なり、社会全体で支える形を取っていることで、子育てが終了した世代や、独身の方からは不公平感を感じやすい制度ではありますが、そのような声に対し、目先の損失より将来への投資として、ご理解頂けるよう社内周知を進めて頂けますようお願い致します。